国外居住となる組合員の介護掛金について

令和2年4月1日以降に次の発令等で国外に居住する40歳以上65歳未満の方・国外居住中に40歳を迎える方は、必要書類を提出することにより、通常徴収される介護掛金が非徴収となります。

【発令の例】

在外教育施設(海外)派遣 青年海外協力隊

配偶者同行休業 大学院修学休業

自己啓発休業



介護掛金非徴収の要件

住民票上国内に住所を有していないこと

※日本に住所を有したまま国外居住となる場合は非徴収となりません。

手続き

対象となる方には<u>個別に共済組合から連絡します</u>ので、所属所経由で手続きをしてください。

提出書類

【これから国外居住となる場合】



介護保険第2号 被保険者資格 喪失届書



世帯全員の 住民票の<u>除票</u> (コピー可)

所属所を通して共済組合へ提出

注意事項

- 日本に住所を有したまま(住民票上日本に居住したまま)海外に行く場合は介護掛金非徴収となりません。
- ・ 令和 2 年 4 月 1 日より前の発令で 国外居住となった方は「世帯全員の 住民票の除票」は不要です。

【国外居住を終えて日本へ帰国する場合】

国外居住となった時に「介護保険第2号被保険者資格喪失届書」を提出した方

介護保険第2号 被保険者資格 取得届書



世帯全員の 住民票 (コピー可)

所属所を通して共済組合へ提出

注意事項

令和 2 年 4 月 1 日より前の発令で 国外居住となった方は「世帯全員の 住民票」は不要です。

お問い合わせは 経理出納係 TELO11-231-4111 内線 35-376